

4-1. ハイブリッド自動車等のバッテリーの安全基準 (UN-R100 等)

- 適用範囲

- 電力により作動する原動機を有する自動車※

※ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。

- **改正概要**

- ハイブリッド自動車を含む電気自動車に対する電気安全対策を強化するため、「四輪自動車の感電防止装置に係る協定規則(第100号)」等の改定が国連 WP29 において成立されたことを踏まえ、以下の改正を行う。

- ① 自動車が冠水走行等の水に対する曝露 (図参照) の後に、絶縁保護されていることを確認する要件を追加
- ② REESS※内で以下の障害が発生した場合に、運転者に対して警告する要件を追加
 - ・ REESS の安全動作を管理する車両制御装置の動作故障発生時
 - ・ REESS 内部の熱暴走をきっかけとした熱伝播を含む熱事象発生時
- ③ REESS の下限温度における安全性能を確認する要件を追加
- ④ 電気自動車 (EV) において、REESS 充電状態の低下時に運転者に対して警告する要件を追加
- ⑤ 外部電源による充電機能を有する自動車 (EV、PHEV) の REESS については、過電流が流れないように保護する要件を追加
- ⑥ 乗用車等における前面及び側面衝突試験時 (UN-R94, 95, 137) において、以下の要件を強化
 - ・ 衝突から 60 分後まで、REESS から客室等への電解液の漏出が無いこと
(※ 現行は、衝突から 30 分後まで)
 - ・ 衝突から 60 分後まで、REESS からの火災又は爆発の形跡が無いこと

※ 電気推進のために電気エネルギーを提供する充電式エネルギー貯蔵システムを指す。

- 改正時期 (予定)

令和3年6月上旬

- 適用時期 (予定)

新 型 車 : 令和5年9月

継続生産車 : 令和7年9月

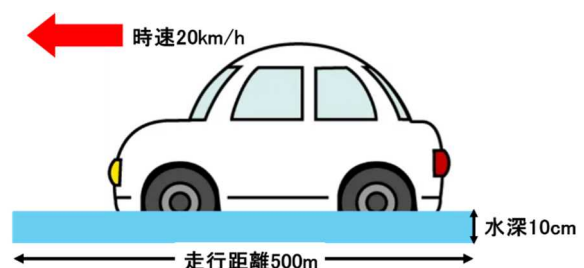


図 水曝露試験の概要